

平成29年度石垣市子どもの居場所運営事業業務委託 企画提案（プロポーザル）募集要項

石垣市では、貧困による様々な課題を抱える子どもに対し、自己肯定感を高め、円滑に家庭生活及び学校生活を営むことができるように「食育支援」「学習支援」「生活指導」などの寄り添い型支援事業を実施する法人・市民活動団体を募集します。

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

本事業は、子どもの貧困対策事業の生活の支援として、放課後から家庭へのつなぎの場を提供し、子どもたちが安心して、安全に過ごすことのできる心のよりどころとなる場の運営を行い、子どもの心身の健康状態の向上と基本的な生活習慣の改善、学習支援による学習意欲の向上をはかるための支援をすることを目的とする。

(2) 業務内容

別添「平成29年度石垣市子どもの居場所運営事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務の場所

やしの実保育園(旧園舎) 石垣市字大川577番地2

(4) 委託期間

平成29年5月1日から平成30年3月31日

2. 委託料（見積り限度額）

予算限度額は10,917千円（消費税及び地方消費税を含む、上限価格）とする。

ただし、本市は、この契約の締結日の属する年度において、この契約に係る予算の減額または削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができるものとする。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なるものとする。

事業費の算出に当たっては、下記の対象経費とすることに注意すること。

事業費対象経費	説明
報酬	運営上必要な人件費 ・施設運営責任者（常勤1名） ・スタッフ（常勤2名） ・支援員（非常勤：必要人数） ・講師謝礼金（学習支援）
手当	・居場所のスタッフ（常勤）の通勤手当 ：市の規程に準ずる（別表のとおり）。
共済費	社会保険料等（事業者負担分）
需用費	食糧費：食材費や弁当代 ・ 1食単価400円上限 ※1食単価×人数（25名）×220日（週5日開所）で算定すること。 燃料費：ガソリン代・1月あたり6万円上限 消耗品費：教材費、事務用品

旅 費	・居場所のスタッフ（常勤）が研修や各種会議へ出席する為の旅費
役務費	保険料：児童保険
その他	子ども・子育て拠出金、一般管理費

（注）賃借料（施設・車両・PC・FAX）・光熱水料・通信費（電話・IT通信料）については、石垣市の経費とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ①石垣市内に事務所のある法人・市民活動団体であること。
- ②実施できる規模のスタッフを確保し、事業を的確に遂行できること。
- ③本事業の趣旨を十分に理解したうえで本市と目的を共有し、お互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務できること。
- ④収支決算書及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ⑤雇用契約書、出勤及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- ⑥個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報保護法」「各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドライン」「石垣市個人情報保護条例」を遵守することができること。
- ⑦宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とするものでないこと。
- ⑧暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団の構成員の統制の下にあるものでないこと。
- ⑨地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑩市税を滞納していないこと。

4. 全体スケジュール（予定）

平成29年3月17日(金)	募集要項の公表
平成29年3月27日(月)	参加意向申出書の提出期限及び質問受付期限
平成29年3月30日(木)	参加資格審査結果の通知
平成29年4月3日(月)	質問の回答
平成29年4月7日(金)	企画提案書の提出期限
平成29年4月14日(金)	プレゼンテーション・ヒアリング
平成29年4月20日(木)	審査結果の通知
平成29年5月1日(月)	契約の締結
平成29年5月1日(月)	事業開始

5. 参加申込・資格審査

(1) 受付期間

平成29年3月17日(金)午後4時から 平成29年3月27日(月)午後5時まで。

(2) 提出方法

「13. 担当部署」まで持参により提出。

(3) 提出書類

提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本（ファイル等で綴じる）し、正本1部、副本1部提出すること。提出書類は次のとおり。

- | | | |
|------------------|----|---------------------|
| ①プロポーザル参加意向申出書 | 2部 | 指定様式（様式1） |
| ②登記事項証明書または登記簿謄本 | 2部 | ※申込み日の3ヶ月以内に発行されたもの |
| ③定款の写し | 2部 | |
| ④役員名簿 | 2部 | 任意様式 |
| ⑤義務履行証明書 | 2部 | ※申込み日の3ヶ月以内に発行されたもの |
| ⑥活動実績経歴書 | 2部 | 指定様式（様式2） |
| ⑦誓約書 | 2部 | 指定様式（様式3） |

また、参加資格審査結果は、各応募者へ「プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式8）」にて電子メールにより平成29年3月30日(木)（予定）に通知します。

6. 質疑・回答

質疑の受付は、応募者のみとし、「質問シート（様式4）」を電子メールに添付して提出してください。質疑受付期限は平成29年3月27日(月)午後5時までとします。質問の回答は、平成29年3月27日(月)から平成29年4月3日(月)までの間に、本市ホームページに掲載します。また、全ての参加申込者あてに電子メールにて回答します。

*電子メールのタイトルは「【公募事業質問】〇〇（団体名）」としてください。また、未到着を防止するため、事前に送信の連絡、事後に着信の確認をお願いします。

E-mail : kazu@city.ishigaki.okinawa.jp （送受信を電話で確認すること）

7. 企画提案書の提出

(1) 受付期間

平成29年3月30日(木)午後4時から 平成29年4月7日(金)午後5時まで。

(2) 提出方法

「13. 担当部署」まで持参により提出。

(3) 提出書類

提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本（ファイル等で綴じる）し、正本1部、副本7部提出すること。提出書類は次のとおり。

- ①企画提案書（様式5） 8部
- ②見積書（様式6） 8部 ※任意様式の作成可
- ③従事予定者調書（様式7） 8部

また、提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え、再提出は認められません。

8. その他

- ①企画提案書の作成、企画提案にかかる費用については応募者の負担といたします。
- ②企画提案内容の記載に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効といたします。

9. プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

- ①日時：平成29年4月14日（金）午後1時30分より開始予定
※実施時刻については、参加表明を締め切った後、個別に通知します。
- ②場所：石垣市健康福祉センター 2階視聴覚室を予定

(2) プレゼンテーションの実施方法

- ①時間配分
概ね30分とする。（説明20分、質疑10分）
- ②プレゼンテーションの方法
 - (ア)当日は、事前に提出した企画提案書等の資料をもとにプレゼンテーションを行うものとする。追加提案や追加資料の配布は認めない。
 - (イ)プレゼンテーションの出席者は2名以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。
 - (ウ)パソコン、プロジェクターは準備するので、必要とする場合には「13. 担当部署」と事前に調整すること。

10. 審査方法

別紙「平成29年度石垣市子どもの居場所運営委託事業業務委託プロポーザル審査要項」参照

11. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に受託候補者名を公表するとともに、各応募者へ「プロポーザル審査結果通知書（様式9）」にて電子メールにより平成29年4月20日（木）（予定）に通知します。なお、選定の理由、選定結果に対する問い合わせには応じない。

12. 提出書類の取り扱い

- 提出書類は返還しません。
- 提出された企画提案書等は、提案資格の確認及び受託者の特定以外の目的で、提案事業者に無断で使用することはありません。
- 提出書類の著作権は、応募者に帰属しますが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合があります。

13. 担当部署

石垣市福祉部児童家庭課 児童福祉係 (担当：上地永一)

TEL(直通):0980-82-1704 / FAX(直通):0980-82-8055

E-mail : kazu@city.ishigaki.okinawa.jp (送受信を電話で確認すること)

14. その他

- 企画提案に要する経費は応募者の負担とします。
- 企画提案書等の提出、契約その他の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- 応募を取り下げの場合は、速やかに文書にて連絡ください。辞退により不都合な取り扱いはしません。
- 次のいずれかに該当する企画提案書は無効となります。
 - ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ・ 見積限度額を超える提案の場合
 - ・ 企画提案内容の記載に虚偽がある場合
 - ・ 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- 審査結果により、平均評価の合計が最も高い提案者を受託候補者として特定し、期間を限って随意契約に向けた交渉を進めることとしますが、受託候補者との交渉が整わない場合は、あらためて次点者と随意契約に向けた交渉を行うこととします。
- 本事業の実施にあたっては、契約書及び仕様書に従うとともに、定期的に事業の進捗状況を本市へ報告していただきます。また、事業の受託により得られた情報等については、事業終了後においても守秘義務を遵守していただくこととします。
- 本事業の取り組みや成果については、広報誌など本市の各種広報媒体で公開する場合があります。

(別表) 通勤手当

距離区分(片道)	日 額
2キロメートル以上5キロメートル未満	100円
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	300円
20キロメートル以上25キロメートル未満	400円